

## (1) 平成25年度高松市一般廃棄物処理実施計画

高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による平成25年度高松市一般廃棄物処理計画の実施計画（以下「実施計画」という。）は、次のとおりとする。

### 1 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系ごみ 市民の家庭生活から発生するごみ
- (2) 事業系ごみ 市内の事業所等から発生するごみで産業廃棄物以外のもの
- (3) し尿および浄化槽汚泥（以下第4項および第5項において「し尿等」という。）

### 2 処理区域

高松市内全域

### 3 家庭系ごみの処理

- (1) 市民は、家庭系ごみを下記の「ごみの分別と出し方」および「ごみの収集曜日」に定められた方法により、決められたごみステーションに排出し、市長は、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、および処分しなければならない。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ア ごみの分別と出し方  | 別紙1-1のとおり |
| イ ごみの収集曜日    | 別紙1-2のとおり |
| ウ 臨時・粗大ごみ手数料 | 別紙1-3のとおり |

- (2) 第1号の規定による家庭系ごみ以外のごみで、市長が必要と認める次のものについては、市が別途対応する。

#### ア 町内および河川等の一斉清掃等ごみ

地域住民の公共の場所の清掃により生じたごみ

#### イ 不法投棄ごみ

公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの

#### ウ その他

環境保全上、処理が必要なもの

### 4 事業系ごみの処理

- (1) 事業者は、ごみの発生抑制、再生利用等により、積極的にごみの減量に努めるとと

もに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。

(2) 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を行った後、一般廃棄物についてのみ市長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、搬入前に事業者は分別等により当該事業系ごみの資源化・減量に努めなければならない。

(3) 事業者は、自ら市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（し尿等を除く。）に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。

この場合も、前号の規定によるごみの分別等を適正に行わなければならない。

(4) 許可業者（し尿等を除く。）

市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者および一般廃棄物処分業者は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じないよう収集、運搬または処分を行わなければならない。

## 5 し尿等の処理

(1) 市民は、し尿のくみ取りおよび浄化槽汚泥の清掃をしようとする場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみを除く。）および浄化槽清掃業者に委託するなど、適正に処理を行うものとする。

(2) 許可業者（ごみを除く。）

市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者および浄化槽清掃業者は、常に生活環境衛生の向上と市民サービスの徹底を図り、衛生的に業務を行わなければならない。

## 6 ごみの排出量および収集・運搬計画ならびに処理計画等

別紙 2-1 ～ 別紙 2-3 のとおり

## 7 し尿および浄化槽汚泥処理計画

別紙 3 のとおり



## 8 排出抑制施策等

別紙 4 のとおり

別紙 1-1

(ア) ごみの分別と出し方

収集区分	品目例	出し方										
燃やせるごみ	厨芥類（調理くず，残飯，茶殻，貝殻，卵殻） 紙くず（ちり紙，写真，手紙，はがき） 繊維くず（裁断くず，雑きん，軍手，ぬいぐるみ，毛糸） 木・竹製品（ほうき，鉛筆，げた，竹くし，箒，ようじ） テープ類（カセットテープ，ビデオテープ，インクリボン） 紙おむつ 少量の枝，枯れ葉，落ち葉	高松市指定収集袋に入れて出してください。 ● 縦・横・高さが 50 cm 以下のものに限りま す。 ● 収集袋に入れるごみは一袋重量 10 kg 以下のものに限りま す。 ● 生ごみは水切りを十分にしてお出してください。 ● 紙おむつは汚物を取り除いてください。 ● 少量の木切れ等は 50 cm 以下に切ってヒモで縛ってくださ い。太さ（直径）5 cm 以下，束の直径 30 cm 以下，長さ 50 cm 以下，2 束以下に限りま す。 ● 指定収集袋に入らない場合は，指定収集袋（大）を貼付け， 巻付け等してください。 ● 食用油は，布・紙に含ませるか，固形化してください。 ● 竹串などがったものは，収集のときに危険ですので，紙 などに包んでごみ袋に入れ，「危険」と表示してください。										
破砕ごみ	容器包装でないプラスチック製品（バケ ツ，洗面器，歯ブラシ，プラモデル） 陶磁器類（茶碗，皿，植木鉢，花瓶） 皮革・合皮製品（靴，サンダル，鞆，グ ローブ，財布） ガラスくず（耐熱ガラス，油びん，コッ プ） 小型家具（カラーボックス，座いす，テ レビ台，人形ケース） 小型家電製品（オーブントースター，ア イロン，電話機） 小型金属製品（やかん，鍋，フライパン， スプーン，アルミホイル） 複合素材雑貨（傘，ボールペン，玩具， ちりとり，ポット）	高松市指定収集袋に入れて出してください。 ● 縦・横・高さ 1 m×50cm×50cm 以下のものに限りま す。 ● 収集袋に入れるごみは一袋重量 10 kg 以下のものに限りま す。 ● カッターの刃，カミソリ，板ガラス，針などの危険なもの は，紙等に包んでごみ袋にいれ，「危険」と表示してくだ さい。 ● ホースなどの細長いものは 50 cm 以下に切ってください。 ● 指定収集袋に入らない場合は，指定収集袋（大）を貼付け， 巻付け等してください。 ※ 携帯電話機（PHSを含む。）は販売店へ返却してください。										
有害ごみ	筒型乾電池，蛍光管，水銀体温計，ライター	● 破砕（燃やせない）ごみの収集日に出してください。 ● 乾電池・水銀体温計・ライターは，指定収集袋とは別の透 明ポリ袋に入れてください。 ● ライターは中身を使い切って出してください。 ● 蛍光管は購入時の段ボールケースに入れてください。										
紙・布	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">新聞紙</td> <td>新聞紙，折込広告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>週刊誌，漫画雑誌，書籍</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">段ボール</td> <td>段ボール箱</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">紙パック</td> <td>牛乳パック，ジュースパッ ク（内側の白いもの）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">紙箱・紙袋・包装紙（紙製容器包装）</td> <td>紙箱，紙袋，包装紙，手提 げ袋，紙缶，台紙，紙製ト レイ</td> </tr> </table>	新聞紙	新聞紙，折込広告	雑誌	週刊誌，漫画雑誌，書籍	段ボール	段ボール箱	紙パック	牛乳パック，ジュースパッ ク（内側の白いもの）	紙箱・紙袋・包装紙（紙製容器包装）	紙箱，紙袋，包装紙，手提 げ袋，紙缶，台紙，紙製ト レイ	種類ごとにヒモで十字に縛ってください。  洗って，切り開いたものをヒモで束ねてください。 ● 内側が白くない紙パックは燃やせるごみに出してください。  ヒモで十字に縛るか紙袋に入れてください。 ● 紙以外の素材は取り除いてください。
新聞紙	新聞紙，折込広告											
雑誌	週刊誌，漫画雑誌，書籍											
段ボール	段ボール箱											
紙パック	牛乳パック，ジュースパッ ク（内側の白いもの）											
紙箱・紙袋・包装紙（紙製容器包装）	紙箱，紙袋，包装紙，手提 げ袋，紙缶，台紙，紙製ト レイ											

収集区分	品 目 例		出 し 方
紙・布	布・衣類	洋服, 和服, 下着, シーツ, タオル	乳白色・半透明のポリ袋に入れてください。
缶・びん・ペットボトル	<p>ガラスびん（飲料びん, 酒びん, インスタントコーヒーびん, 化粧びん）</p> <p>スチール缶（飲料缶, 菓子缶, 海苔缶, 缶詰, スプレー缶）</p> <p>アルミ缶（飲料缶, スプレー缶）</p> <p>ペットボトル（飲料用, 酒用, しょうゆ, みりん, みりん風調味料, めんつゆ, 食酢, 調味酢用）</p> <p>※ ビールびん等生きびんは, 原則販売店に返してください。</p>		<p>乳白色・半透明のポリ袋（1袋 40ℓ以下, 10 kg以下）に入れて出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スチール, アルミ, びん, ペットボトルを分ける必要はありません。</li> <li>● 中身を使い切り, 台所の残り水などで軽くすすいでください。</li> <li>● びんとペットボトルはキャップやふたを必ず取り除いてください。ラベルは取り除くようお願いいたします（びんについては取り除けるものは取り除く。）</li> <li>● ペットボトルは飲料, 酒, みりん, みりん風調味料, しょうゆ, めんつゆ, 食酢, 調味酢用で  の表示があるものに限ります。</li> <li>● なべ, フライパンなど缶以外の小型金属製品は破砕（燃やせない）ごみに出してください。</li> <li>● コップやガラスなどのびん以外のガラス製品は破砕（燃やせない）ごみに出してください。</li> <li>● スプレー缶は中身を使い切り, 必ず穴を空けてください。</li> </ul>
プラスチック容器包装	<p>ラップ類（トレイのラップ, 電池などのフィルム状の包み）</p> <p>ポリ袋（お菓子やパンなどの袋, スーパーのレジ袋）</p> <p>カップ類（カップ麺の容器, プリンなどのデザート用の容器）</p> <p>パック類（惣菜, 卵, 豆腐などのパック）</p> <p>ボトル類（洗剤, シャンプーなどのボトル）</p> <p>チューブ類（ケチャップやわさびなどのボトル）</p> <p>食品トレイ, 発泡スチロール</p> <p>プラスチック製のふた・キャップ</p>		<p>乳白色・半透明のポリ袋（1袋 40ℓ以下）に入れて出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品を入れたり包んだりしているものに限ります。パケツやホースなどのプラスチック製品は破砕（燃やせない）ごみに出してください。</li> <li>● 中身を使い切り, 汚れを取り除いてください。</li> <li>● 中身や汚れを取り除けないものは破砕（燃やせない）ごみに出してください。</li> <li>● プラスチック以外の素材でできたキャップやふたは取り外して破砕（燃やせない）ごみに出してください。</li> <li>● 飲料, 酒, みりん, みりん風調味料, しょうゆ, めんつゆ, 食酢, 調味酢用ペットボトル  の表示があるものは缶・びん・ペットボトルの日にしてください。</li> <li>● リサイクルしやすくするためにも袋の中にプラスチックが入った小さな袋を入れしないでください。</li> </ul>
臨時・粗大ごみ	<p>大型家具（ベッド, カーペット, ソファ, 本箱, たんす）</p> <p>大型家電製品（ファンヒーター, こたつ）</p> <p>大型日用品（布団, 自転車, 衣装ケース）</p> <p>その他（焼却灰, 鉄あれい, 草刈り機（家庭用））</p> <p>特定家庭用機器再商品化法対象品目（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）, エアコン, 冷蔵庫および冷凍庫, 洗濯機および衣類乾燥機）</p>		<p>ごみステーションには出せませんので, 西部クリーンセンター・南部クリーンセンターに自己搬入するか, 電話で粗大ごみ受付センター（TEL 834-0366）へ申し込んでください。</p> <p>※搬入できない物や, 数量制限等がありますので, 事前に各施設にお問い合わせください。</p> <p>※特定家庭用機器再商品化法対象品目は市の施設に搬入することはできません。</p> <p>※特定家庭用機器再商品化法対象品目が不用になったときは, リサイクルの費用と収集運搬の費用を負担して販売店に引取りを依頼してください。引取ってもらう販売店がない場合のみ, 粗大ごみ受付センターへお申込みください。</p> <p>※臨時・粗大ごみ処理手数料は別紙 1-3 のとおり</p> <p>臨時・粗大ごみ収集は有料（品目別）ですが, 特定家庭用機器再商品化法対象品目を除いて収集への立会は不要です。</p>

市で収集できないもの	品 目 例
危険・有害物 (市の施設に搬入もできません。)	有毒・有害性を有する物(農薬・薬品) 引火性を有する物(廃油, 塗料, 溶剤, 火薬, ガスボンベ, 未使用花火) 危険性を有する物(注射針, 注射器)
運搬・処理困難物 (市の施設に搬入もできません。)	重量物(ピアノ, 耐火金庫) 処理困難物(鉄筋, 鋼管)
事業系一般廃棄物 (産業廃棄物は, 市の施設に搬入もできません。)	事務所・商店・工場等から事業活動に伴って排出される廃棄物 ※ 一般家庭でも建設工事(新築, 改築, 解体撤去)で発生したものは事業系廃棄物となります。 (例) 浴槽, 流し台, 温水器, 建具, 畳など ※ 農業用の農機具や漁業用の魚網なども事業系廃棄物になります。
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの (市の施設に搬入もできません。)	ニカド電池, ボタン電池 デスクトップパソコン, ノートパソコン, CRT ディスプレイ/一体型パソコン, 液晶ディスプレイ/一体型パソコン, 携帯電話機(PHSを含む。), FRP 船, 消火器, オートバイ

※ 【ごみの搬入先】

**南部クリーンセンター** (土, 日曜日, 年末年始は休み)

所在地 高松市塩江町安原下第3号2084番地1 (TEL 890-2190)

《燃やせるごみ》

月～金曜日(祝・休日可) 搬入時間: 8:30～16:30

《破碎ごみ, 粗大ごみ, 缶・びん・ペットボトル, プラスチック容器包装, 紙・布》

月～金曜日(祝・休日可) 搬入時間: 8:30～16:00

**西部クリーンセンター** (日曜日, 祝・休日, 年末年始は休み)

所在地 高松市川部町930番地1 (TEL 885-2727)

《燃やせるごみ》

月～金曜日 搬入時間: 8:30～16:30

土曜日 搬入時間: 8:30～12:00

《破碎ごみ》

土曜日のみ 搬入時間: 8:30～12:00

別紙 1 - 2

(イ) ごみの収集曜日

区分 校(地)区	燃やせるごみ 【毎週】	破碎(燃やせない)ごみ 有害ごみ (筒型乾電池・蛍 光管・水銀体温 計・ライター)	プラスチック 容器包装 【毎週】	缶・びん・ ペットボトル	紙・布 (新聞・雑誌・ 段ボール・紙パ ック・紙製容器 包装・衣類)
新番丁(日新 二番丁) 亀阜 庵治 牟礼北部	月曜日 木曜日	第2・4 金曜日	水曜日	第1・3 火曜日	第2・4 火曜日
高松第一(松島 築地 新塩屋町)花園 新番丁(四番丁)塩江	火曜日 金曜日	第2・4 月曜日	水曜日	第1・3 木曜日	第2・4 木曜日
栗林 太田 香川(浅野)	月曜日 木曜日	第1・3 金曜日	水曜日	第2・4 火曜日	第1・3 火曜日
鶴尾 一宮 円座 川岡 香川(川東)	月曜日 木曜日	第1・3 火曜日	水曜日	第2・4 金曜日	第1・3 金曜日
木太 林 多肥 国分寺南部	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	水曜日	第2・4 木曜日	第1・3 木曜日
屋島 古高松 牟礼南部	火曜日 金曜日	第2・4 木曜日	水曜日	第1・3 月曜日	第2・4 月曜日
檀紙 弦打 香西 鬼無 下笠居 国分寺北部	月曜日 木曜日	第2・4 火曜日	水曜日	第1・3 金曜日	第2・4 金曜日
前田 三谷 川添 仏生山 川島 十河 西植田 東植田 香南 香川(大野)	火曜日 金曜日	第1・3 木曜日	水曜日	第2・4 月曜日	第1・3 月曜日

- 土・日曜日と年末年始は原則として収集がありません。
- 祝・休日も収集します。
- ごみの分別と出し方のマナーを守って出してください。
- 決められたごみステーションへ当日の朝8時までに出してください。
- 「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は、高松市指定収集袋に入れて出してください。

別紙 1-3 (高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例施行規則より抜粋)

(ウ) 臨時・粗大ごみ手数料

	品	目	手数料額
1	お	オルガン	2,000 円
		温水器	
	か	介護用ベッド枠	
	そ	ソファ (スプリング入りで, 2人掛け用以上のもの)	
		ソファベッド (スプリング入りのもの)	
	て	電子ピアノ	
		電動式車いす	
	に	二段ベッド	
	ほ	ボイラー	
	ま	マットレス (スプリング入りのもの)	
も	物置 (建坪が1坪以下で, 解体されたもの)		
よ	浴槽		
2	し	自動車用タイヤ (内径が16インチを超えるもの)	1,500 円
3	お	オープン (20キログラムを超えるもの)	1,000 円
		温風機 (20キログラムを超えるもの)	
	か	カーペット (これに類するものを含む。) (8畳を超えるもの)	
		学習机	
	き	鏡台 (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		金属製扉	
	け	げた箱 (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		健康増進関連機器 (20キログラムを超えるもの)	
	さ	サイドボード (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		座卓	
	し	自動車用タイヤ (内径が16インチ以下のもの)	
		食卓 (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		食器棚 (1メートル×1メートルを超えるもの)	
	す	スチール机	
		ステレオセット	
	せ	洗面化粧台	
	そ	ソファ (スプリング入りで, 1人掛け用のもの)	
		ソファ (スプリング無しで, 2人掛け用以上のもの)	
		ソファベッド (スプリング無しのもの)	
	た	畳 (1畳)	
		棚 (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		たんす (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		ダンベル (20キログラムを超えるもの)	
	て	テーブル (1メートル×1メートルを超えるもの)	
		電子レンジ (20キログラムを超えるもの)	
		電動式自転車	
	な	流し台 (幅1メートルを超えるもの)	
	は	パイプベッド	
		バッテリー (乗用車または自動二輪車用のもの)	
	ふ	風呂釜	
へ	ベッド枠		
ほ	本箱 (1メートル×1メートルを超えるもの)		
ま	マッサージ器 (いす式のもの)		
み	ミシン (足踏み式のもの)		

4	れ	冷風機 (20 キログラムを超えるもの)	500 円
		レンジ台 (米びつ付きのもの)	
	あ	アイロン台	
		アコーディオンカーテン	
		編み機	
		網戸 (2 枚)	
	い	衣装ケース	
		いす	
		板くず (角材を含む。) (3 袋)	
		犬小屋 (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
	お	オーディオラック	
		オープン (20 キログラム以下のもの)	
		落ち葉 (枯れ草を含む。) (3 袋)	
		温風機 (20 キログラム以下のもの)	
	か	カーペット (これに類するものを含む。) (8 畳以下のもの)	
		角材 (板くずを含む。) (3 袋)	
		ガラス (3 袋)	
		枯れ葉 (落ち葉を含む。) (3 袋)	
		瓦 (3 袋)	
	き	脚立	
		鏡台 (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
	く	草刈り機 (家庭用)	
	け	げた箱 (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
		健康増進関連機器 (20 キログラム以下のもの)	
	こ	小石 (土または砂を含む。) (3 袋)	
		こたつ	
		碁盤	
		米びつ	
	さ	座いす	
		サイドボード (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
		座机	
		サッシ (2 枚)	
		座布団 (5 枚)	
	し	自転車	
		将棋盤	
		障子 (2 枚)	
		条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物 (厨芥類を除く。) (3 袋)	
		食卓 (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
		食器棚 (1 メートル×1 メートル以下のもの)	
	す	スキー板	
すだれ			
砂 (土または小石を含む。) (3 袋)			
スノーボード			
炭 (3 袋)			
せ	石油ストーブ		
	石油ファンヒーター		
	剪定ごみ (3 束)		
	扇風機		
	洗面台 (化粧台無しのもの)		
そ	ソファ (スプリング無しで, 1 人掛け用のもの)		



た	畳 (0.5 畳)
	棚 (1メートル×1メートル以下のもの)
	たんす (1メートル×1メートル以下のもの)
	ダンベル (20 キログラム以下のもの)
ち	チャイルドシート
つ	土 (砂または小石を含む。) (3袋)
て	テーブル (1メートル×1メートル以下のもの)
	鉄あれい
	テレビ台
	電気カーペット
	電子レンジ (20 キログラム以下のもの)
と	トタン板(波板を含み, 各辺1メートル以下のもの)(3枚)
な	流し台 (幅1メートル以下のもの)
	波板(トタン板を含み, 各辺1メートル以下のもの)(3枚)
は	灰 (3袋)
	パソコンラック
	肌布団(布団または毛布を含む。)(6枚(布団は1枚を肌布団2枚として換算))
	ハンガースタンド
ふ	ふすま (2枚)
	布団(毛布または肌布団を含む。)(3枚(毛布または肌布団は2枚を布団1枚として換算))
	ブラインド
	ブロック (5個)
へ	ベビーカー
	ベビーベッド枠
ほ	ボーリングのボール
	本箱 (1メートル×1メートル以下のもの)
ま	マットレス (スプリング無しで, 厚手のもの)
	マットレス (スプリング無しで, 薄手のもの) (3枚)
み	ミシン (足踏み式以外のもの)
も	毛布(布団または肌布団を含む。)(6枚(布団は1枚を毛布2枚として換算))
	木製扉 (2枚)
	木製の簡易な3段ボックスまたはこれに類するもの
	木製の簡易な机またはこれに類するもの
	物干しざお (3本)
	物干しスタンド
	物干し台
よ	よしず
れ	冷風機 (20 キログラム以下のもの)
	れんが (10個)
	レンジ台 (米びつ無しのもの)
ろ	ロールカーテン
わ	ワゴン

備考

- 1 手数料額は, 1品目につき1個当たりの額とする。ただし, 括弧内に数量を定めているものについては, その数量当たりの額とする。
- 2 「1メートル×1メートルを超えるもの」とは幅, 高さおよび奥行きの各寸法のう

ち2以上が1メートルを超えるものをいい、「1メートル×1メートル以下のもの」とは、当該各寸法のうち2以上が1メートル以下のものをいう。

- 3 この表に掲げる品目以外の家庭系一般廃棄物については、当該家庭系一般廃棄物の特性、その収集、運搬または処分に要する費用等を勘案して、この表の手数料額の区分ごとに、市長が別にその品目を定める。

括弧内の数量の単位に係る規格は、次のとおりとする。

品 目	規 格
網戸（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
板くず（角材を含む。） （3袋）	板くず（角材を含む。）は厚さ5センチ以下でかつ長さ50センチ以下とする。 1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
落ち葉（枯れ草を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ガラス（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
瓦（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
サッシ（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
障子（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
条例第12条第1項の家庭系一般 廃棄物（ <small>ちゅうがく</small> 厨芥類を除く。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以内でかつ重さ10キログラム以内とする。
炭（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
<small>ま</small> 剪定ごみ（3束）	1束は、束の直径が30センチメートル以下でかつ長さ50センチメートル以下とする。
土（砂または小石を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
灰（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ふすま（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。

ごみの排出量および収集・運搬計画ならびに処理計画

ごみの種類 (収集区分)	収集・運搬計画						処理計画														
	収集主体	収集区域	収集・運搬量	収集回数	収集方法	排出容器等	中間処理		最終処理												
							処理主体	処理方法	処理主体	処理方法											
家庭系ごみ	燃やせるごみ	市内全域	57,000 t	週2回	ステーション方式	高松市指定収集袋	市	焼却	市	埋立											
	破砕ごみ		7,100 t	月2回																	
	臨時・粗大ごみ		840 t	随時	電話申込みによる戸別収集方式(シール制)	収集車両の進入できる所まで持ち出す。		破砕・資源化													
	清掃ごみ				70 t						清掃場所での収集	焼却									
					10 t			破砕・資源化													
	有害ごみ (筒型乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター)		直営委託業者	80 t	月2回	ステーション方式		筒型乾電池・水銀体温計・ライターは透明ポリ袋, 蛍光管はダンボールケース			委託業者	資源化	—	—							
	犬, 猫等の死体		直営	2,000 体	随時	電話申込みによる戸別収集方式		収集・運搬しやすいように袋等の容器に入れておく。			市	焼却	市	埋立							
	紙・布		(新聞紙) (雑誌) (段ボール) (紙パック) (紙製容器包装) (布・衣類)	委託業者	19,500 t	月2回		ステーション方式			布・衣類は高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋 それ以外はヒモで十字に縛る。 (紙製容器包装のみヒモで十字に縛るか紙袋に入れる。)	市委託業者	資源化	—	—						
																缶・びん・ペットボトル	直営委託業者	5,900 t	月2回	高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋	市委託業者
																プラスチック容器包装	直営委託業者	5,580 t	週1回		
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者 自己搬入	49,800 t	—		高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋	市	焼却	市	埋立											
	破砕ごみ		4,100 t					破砕・資源化													
	缶・びん・ペットボトル		10 t					資源化			—	—									

- ※ 高松市指定収集袋 ごみ排出容器は、次の規格の袋とする。  
① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色，半透明（1%以下） ③ 大きさ 大（40ℓ相当）中（30ℓ相当）小（20ℓ相当）特小（10ℓ相当）
- ※ ごみ袋の指定 ごみ排出容器は、次の規格の袋とする。  
① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色，半透明（1%以下） ③ 大きさ 40ℓ以下（事業系ごみの場合90ℓ以下） ④ 重さ 10キログラム以下
- ※ 収集回数 女木・男木，東植田地区の一部および塩江町地区山間部については，上記の収集回数が異なる。
- ※ 収集日 年末年始を除き祝・休日も収集を行う。
- ※ 特定 家庭用機器 再商品化法指定品目 テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ），エアコン，冷蔵庫および冷凍庫，洗濯機および衣類乾燥機は，販売店での回収を原則とし，引き取ってもらえない場合のみ，市が収集し，指定引取場所に搬入する。

## 別紙 2 - 2

### 1 特別管理一般廃棄物の処理

- (1) 特別管理一般廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性  
廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成。以下「  
マニュアル」という。）により処理する。
- (2) 感染性廃棄物は、当該医療機関等の施設内でマニュアルに従い処理し、または特別管理産業廃  
棄物処理業の許可を有する業者（感染性産業廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。）に委  
託して処理する。
- (3) 医療機関等が、感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物に限る。）を自ら市長の指定する処理施設  
（焼却処理施設に限る。）に持ち込み、処理を受けようとする場合には、マニュアルに従って適  
正に分別して運搬し、当該施設の管理者に特別管理一般廃棄物である旨を申し出て、その指示に  
従って処理する。

### 2 その他

- (1) 在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、人工透析器具（鋭利物）等の医療系廃棄物につ  
いては、原則、当該器具等を投与し、または販売した医療機関等に返却し、マニュアルに従っ  
て処理する。
- (2) マンション等で生ごみをディスポーザーにより一括処理した後の汚泥については、含水率を  
50%以下にした上で可燃ごみとして処理する。

別紙 2 - 3

中間処理計画

ア 焼却施設

施設名		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
事業主体		高 松 市	高 松 市
所在地		高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1	高松市川部町 930 番地 1
型式		連続式流動床炉型ガス化溶融方式	全連続燃焼方式 (デ・ロール式)
公称能力		100t/24h× 3 基	140t/24h× 2 基
処理量		63,540 t	57,910 t
内 訳	搬入量	58,000 t	52,770 t
	破碎可燃・破 碎残さ	3,200 t	4,640 t
	布残さ	————	500 t
	プラ減溶物, プラ残さ	2,340 t	————
焼却灰・溶融固化物		2,280 t	8,790 t
残さ処分方法		埋立処分	埋立処分
備 考		※余熱利用 (1) 場内給湯および冷暖房ならびに温浴施設への温水供給 (2) 自家発電 (2,800kW)	※余熱利用 (1) 場内給湯ならびにかわなベスポーツセンター温水プールおよびかわなべ荘に温水供給 (2) 自家発電 (1,400kW) ※処理量等には綾川町分を含む

イ 破碎施設

施設名		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
事業主体		高 松 市	高 松 市
所在地		高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1	高松市川部町 930 番地 1
型式		堅型回転衝撃式破碎機 (供給フィーダ付)	横型回転式破碎機 (供給フィーダ付)
公称能力		35t/5h× 1 基	100t/5h× 1 基
処理対象物		破碎ごみ, 粗大ごみ	破碎ごみ, 粗大ごみ
処理量 (高松市搬入分)		4,680 t	7,700 t
内 訳	搬入量	4,340 t	7,700 t
	破碎梱包	340 t	————

ウ 選別施設

施設名		南部クリーンセンター		
事業主体		高 松 市		
所在地		高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1		
処理対象物		缶・びん・ペットボトル	プラスチック容器包装	紙・布
型式		ピットアドクレーン方式	ピットアドクレーン方式	
公称能力		23.3t/日 (5h)	11.7t/日 (5h)	1.9t/日 (5h)
処理量		3,090 t	2,230 t	100 t
内 訳	搬入量	3,090 t	2,230 t	100 t

最終処分計画

最終処分場

施設名	高松市一般廃棄物陶最終処分場 第2処分地	高松市一般廃棄物陶最終処分場 第3処分地	
事業主体	高松市	高松市	
所在地	綾歌郡綾川町陶 4954 番地	綾歌郡綾川町陶 5001 番地	
埋立面積	34,200 m <sup>2</sup>	19,100 m <sup>2</sup> (第1期) 36,000 m <sup>2</sup> (全体)	
埋立容量	305,800 m <sup>3</sup>	174,000 m <sup>3</sup> (第1期) 335,000 m <sup>3</sup> (全体)	
残余容量 (H24 年度末見込み)	2,700 m <sup>3</sup>	—————	
浸出水処理設備	接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+ 活性炭吸着	凝集沈殿	
処分量	1,822 t	5,538 t	
内訳	直接搬入	2 t	8 t
	破碎処理施設経由	380 t	1,140 t
	資源物選別施設経由	350 t	1,060 t
	焼却残さ (焼却灰)	—————	—————
	熔融固化物	480 t	1,470 t
	焼却不適	610 t	1,860 t
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	2,000 m <sup>3</sup>	6,000 m <sup>3</sup>	
埋立方法	サンドイッチ方式	セル方式	

※ 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地および第3処分地は、25年度は併せて供用する予定である。

施設名	南部クリーンセンター 埋立処分地	南部広域一般廃棄物 塩江最終処分場	
事業主体	高松市	高松市	
所在地	高松市塩江町安原下第3号 973 番地	高松市塩江町安原下第3号 973 番地	
埋立面積	43,800 m <sup>2</sup>	10,730 m <sup>2</sup>	
埋立容量	472,200 m <sup>3</sup>	93,200 m <sup>3</sup>	
残余容量 (H24 年度末見込み)	119,000 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	
浸出水処理設備	カルシウム除去+脱窒素活性汚泥 法+凝集沈殿+砂ろ過+マンガン 除去+活性炭吸着	南部広域クリーンセンター汚水処 理施設を使用	
処分量	9,120 t	—————	
内訳	直接搬入	—————	—————
	破碎処理施設経由	—————	—————
	資源物選別施設経由	—————	—————
	焼却残さ (焼却灰)	8,790 t	—————
	熔融固化物	330 t	—————
	焼却不適	—————	—————
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	9,020 m <sup>3</sup>	—————	
埋立方法	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	

施 設 名		庵治最終処分場	香川一般廃棄物埋立処分場
事業主体		高 松 市	高 松 市
所在地		高松市庵治町 2619 番地 1 外	高松市香川町川内原 2177 番地外
埋立面積		6,800 m <sup>2</sup>	8,500 m <sup>2</sup>
埋立容量		27,000 m <sup>3</sup>	44,000 m <sup>3</sup>
残余容量 (H23 年度末見込み)		20,264 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
浸出水処理設備		接触ばっ気+脱窒+凝集沈殿+砂ろ過+消毒処理	接触ばっ気+凝集沈殿
処分量		—————	—————
内 訳	直接搬入	—————	—————
年間埋立容量 (覆土量を含む。)		—————	—————
埋立方法		セル方式	サンドイッチ方式



別紙3

し尿および浄化槽汚泥処理計画

1 対象区域	高松市内全域		
(1) 常住人口	428,500 人	※1	
(2) 世帯数	186,200 世帯	※1	
(3) 昼間流入人口	16,500 人	※2	
(4) 排出量	239,100 Kℓ	※3	
(5) 収集処理量	51,100 Kℓ		

種 別	収集量 (Kℓ)	常住人口 (人)	世帯数 (世帯)	昼間流入人口 (人)
し 尿	14,700	26,400	10,900	825
浄化槽汚泥	36,400	135,100	48,300	3,300
合 計	51,100	161,500	59,200	4,125

(6) 収集外処理量 188,000 Kℓ

種 別	処理量 (Kℓ)	常住人口 (人)	世帯数 (世帯)	昼間流入人口 (人)
浄化槽処理	39,000	(再掲) 135,100	(再掲) 48,300	(再掲) 3,300
公共下水道処理	149,000	267,000	127,000	12,375
自家処理	-	-	-	-
合 計	188,000	402,100	175,300	15,675

※ 1 人口、世帯数は、人口速報（平成24年9月）に基づき百位端数処理。昼間流入人口は、平成22年国勢調査より算出

※ 2 昼間流入人口の内訳は、5%はし尿収集、20%は浄化槽、75%は公共下水道処理区域へ流入したものとする。

※ 3 排出量は、1人1日1.5ℓ、昼間流入は1人1日0.75ℓとする。ただし、浄化槽の汚泥は、1人1日0.64ℓとし、昼間流入の場合は0.2ℓとする。

2 収集し尿および浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集・運搬計画

収集種類	し 尿	浄化槽汚泥
収集区域	市内全域（区域割による）	市内全域
収集主体 ※4	許可業者	
収集・運搬量（排出量）	14,700 Kℓ	36,400 Kℓ
収集回数	原則として月1回	法で定める回数
収集方法	クリーンバキューム車両により戸別収集し、貯留槽または中継施設に搬入	
貯留槽 （収集車両搬入施設）	塩江町貯留槽 110 m <sup>3</sup> 香川町貯留槽 304 m <sup>3</sup> 庵治町貯留槽 80 m <sup>3</sup> 国分寺町貯留槽 125 m <sup>3</sup>	高松市塩江町安原下第1号382-1 高松市香川町安原下第3号2273-6 高松市庵治町3325-3 高松市国分寺町新名2215-6
中継施設 （中継輸送車等搬入施設）	名 称：高松市衛生処理センター中継所 所 在 地：高松市朝日町五丁目5番56号 最大貯留能力：1,500Kℓ	
処理施設への運搬方法	委託業者の船舶（160 t）に積み込み、衛生処理センターへ搬出する。	

※ 4 収集主体（許可業者一覧表）

許可業者	許可台数（台）	所在地
高松清掃株式会社	13	高松市亀岡町 14 番 11 号
株式会社 高松衛生社	8	高松市浜ノ町 33 番 5 号
香川県清掃農業協同組合	8	高松市上之町一丁目 9 番 11 号
株式会社 新日本清掃	5	高松市福岡町三丁目 6 番 36 号
株式会社 三木山田清掃	2	木田郡三木町大字池戸 2960 番地
有限会社 東讃清掃	2	さぬき市長尾東 3164 番地
国分寺衛生社	2	高松市国分寺町柏原 993 番地 6
合 計	40	

(2) 中間処理および最終処分計画

施設名	高松市衛生処理センター
事業主体	高松市
所在地	高松市亀水町 458 番地 3
処理方法	高負荷脱窒素処理方式
最大処理能力	320K ℓ/日（し尿 100K ℓ/日，浄化槽汚泥 220K ℓ/日）
搬入量	し尿 20,200K ℓ/年，浄化槽汚泥 46,300K ℓ/年
脱水汚泥	2,670 t/年（セメント原料として民間業者に処理委託）
し渣	38.0 t/年（一般廃棄物焼却施設において処理）

3 し尿収集運搬業等許可手数料

種 別	単 位	手 数 料 額
し尿収集運搬業	1 件	1 万円
浄化槽清掃業	1 件	1 万円

## 別紙4

## 排出抑制施策等

## &lt;家庭系&gt;

区分	事業名	事業内容	対象	
リデュース	継続	ごみ減量ハンドブックの増刷	NPO等と協働で作成した、ごみ減量の方法を紹介したハンドブックを増刷する。	市民
	継続	マイボトル、マイバック持参運動	身近にできるエコ活動として、マイボトル・マイバック持参運動の周知啓発を行う。	市民 (事業者)
	継続	レジ袋等の削減推進	レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。	市民 (事業者)
生ごみ	継続	生ごみの水きりの周知	家庭から出る可燃ごみの約4割が生ごみであるため、また、生ごみの約8割が水分であることから、生ごみの水切りの周知徹底を行う。	市民
	継続	生ごみ処理機等普及事業	生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入者に助成する。	市民
リユース リサイクル	継続	分別ガイドブックの内容をホームページに掲載	ごみの分別の意識をより高め、正しいごみの排出を促進するため、ごみ分別ガイドブックを作成し、希望者に配布するとともに、自宅でも印刷可能なものとして、ホームページに掲載する。 また、ガイドブックの簡易版、およびその外国語版（英語、中国語、韓国語）も同様にホームページに掲載する。	市民
	継続	ごみ収集カレンダーの発行とごみ収集カレンダーの内容をホームページに掲載	ごみの収集日程のカレンダーを地区別に作成し、自治会等を通じて配布する。 また、カレンダーの内容をホームページに掲載する。	市民
	継続	分別の徹底（紙ごみ、ペットボトル、プラ容器など）啓発強化	プラスチック容器包装法の正しい出し方のリーフレットを作成するなど、更なるごみの分別、リサイクルの周知啓発の強化を行う。	
	新規	使用済小型電子機器等リサイクル事業	レアメタルや貴金属などの資源の再資源化や廃棄物の最終処分量の減量化を図るため、使用済小型電子機器等を回収するモデル事業を実施する。	市民
共通 人づくり	継続	小学校社会科副読本発行	学校教育を通じて正しいごみの出し方とごみの減量・資源化の必要性の認識を高めてもらうため、小学校社会科研究会の協力により副読本を編集・発行する。	小学校 4年生
	継続	高松市リサイクル推進員制度	ごみ減量化に熱意と識見を有する者127人を引き続き高松市リサイクル推進員として、地域のごみ減量活動のリーダーとして活動してもらう。	市民
	継続	高松市のごみとリサイクルの状況の発行	高松市のごみとリサイクルの現状に対する理解と認識を深めるためのリーフレットを作成する。	市民
	継続	施設見学会、リサイクル体験学習	クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。	市民 (事業者)
	継続	広報紙への掲載	随時、「広報たかまつ」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。	市民 (事業者)

<事業系>

区分	事業名	事業内容	対象	
リデュース	継続	マイボトル、マイバック持参運動	マイボトル・マイバック持参運動の周知啓発を行う。	事業者 (市民)
	継続	レジ袋等の削減推進	レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。	事業者 (市民)
	新規	事業所のごみ減量・資源化に伴う実証事業	事業所におけるさらなるごみの減量化に努めるために、新たにごみの減量化・資源化優良事業所等に事業系ごみの減量に向けた実証事業を委託し、ごみの減量方策を検討を行う。	事業者
	拡充	事業系破砕ごみの適正排出に係る指導強化	事業系破砕ごみの排出事業者に対し、適正排出についての指導強化を図る。	事業者
	継続	地球にやさしいオフィス・店登録制度	ごみの減量化等に取り組む事業所・店舗を「地球にやさしいオフィス・店」として市に登録する。	事業者
	継続	地球にやさしいオフィス・店のうち、優秀な事業者を表彰、紹介	地球にやさしいオフィス・店の優秀な取組をしている事業者の表彰、紹介を行う。	事業者
	継続	多量排出事業者の減量計画書の提出	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量計画書の提出を求め、計画に基づくごみの減量を促進する。	事業者
	継続	多量排出事業者のうち優秀な事業者を表彰、紹介	多量排出事業者のうち、優秀な取組をしている事業者の表彰、紹介を行う。	事業者
	継続	展開検査	適正排出を周知するため、施設に持ち込まれたごみの指導を行う。	事業者・ 処理業者
	検討	施設受入基準の検討および改善	事業系のごみの減量化等に取り組むため、受入基準を検討し改善を目指す。	事業者
	検討	市有施設での減量・資源化の強化	市有施設から排出される、古紙の資源化の徹底のほか、生ごみの資源化などを推進し、一層の減量・資源化を図る。	事業者
共通 人づくり	継続	高松市のごみとリサイクルの状況の発行	高松市のごみとリサイクルの現状に対する理解と認識を深めるためのリーフレットを作成する。	事業者 (市民)
	継続	施設見学会、リサイクル体験学習	クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。	事業者 (市民)
	継続	広報紙への掲載	随時、「広報たかまつ」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。	事業者 (市民)

<関連施策>

区分	事業名	事業内容	対象	
適正排出	新規	ごみステーション管理事業	ごみステーションの現地調査を行い、ごみステーションの管理情報を整備するほか、新たに啓発看板の設置および啓発パンフレットの配布を行い、ごみステーションの適正管理やごみの減量・資源化を推進する。	市民
	新規	アナログテレビの不法投棄対策 (地デジ化に伴う適正処理の周知、強化)	テレビのアナログ放送終了に伴い、今後大量のアナログテレビの廃棄が懸念されることから、アナログテレビの適正な処理の啓発パンフレットを作成し、市民への周知・啓発等を行う。また、特に不法投棄が多く見られる場所については、パトロールを強化するとともに、警察をはじめ関係機関や地域住民と連携をさらに強化し、不法投棄防止を図る。	市民
	新規	カセットボンベ・ライター等の適正排出の啓発強化	カセットボンベ・ライター等の混入により、ごみ収集車やごみ処理施設・再生処理施設での火災が多発していること、また、「ライター規制」の開始に伴い、今後、大量のライターの廃棄が懸念されることから、カセットボンベ・ライターの正しい捨て方の啓発パンフレットを作成し、市民への注意喚起を行う。	市民